

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から平成 9 年 9 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から平成 9 年 9 月まで
申立期間の付加保険料は、定額保険料に上乗せして税金と一緒に納付していたことを覚えている。
申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 12 月から農業者年金に加入し、付加保険料も納付していたと主張しているが、A 町が保管する国民年金保険料納入一覧表から、申立期間については国民年金の定額保険料のみを納入していたことが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録、A 町が保管する国民年金被保険者台帳及び異動処理簿では、付加納付該当日は平成 9 年 10 月 1 日で一致している上、申立期間については、申立人が付加年金の加入手続を行った形跡が見当たらず、付加年金に未加入であることから、付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は 178 か月と長期間であり、A 町役場では付加保険料は、定額保険料と合計して納付する仕組みであったことが確認できることから、付加保険料のみ長期間にわたって未納となることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 31 日から同年 3 月 26 日まで
申立期間も継続してA社（現在はB社）に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、継続してA社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の記録により、申立人が同社及び同社の関連会社である、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料の控除について不明と回答しているものの、オンライン記録で申立人と同様にA社で昭和 45 年 1 月 31 日に資格喪失し、C社で同年 3 月 26 日に資格取得している同僚が保管する、同年 3 月分の給料明細書では、同年 2 月分の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 45 年 3 月 26 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。